

第8節 河川維持費

1. 大田区の河川

(1) 大田区の河川の概要

大田区の河川には一級河川が3本、二級河川が2本の計5本の河川が流れている。

大田区の河川の概要

	河川名	延長	概要	管理区分
一級河川	多摩川	16,300m	大田区の南側を神奈川県境に沿って流れ、東京湾に注ぐ。	国土交通省
	海老取川	1,040m	多摩川下流の大田区羽田六丁目から分かれて北に流れ、東京湾に注ぐ。	東京都
	丸子川	1,680m	世田谷区より端を発し、田園調布地区を經由し、多摩川に注ぐ。	特例条例(※)に基づき、大田区で管理(地域基盤整備第一課)
二級河川	呑川	9,010m	目黒区境より流入し、雪谷、久が原、池上、蒲田、糎谷を經由して、東京湾に注ぐ。	特例条例(※)に基づき、大田区で管理(各地域基盤整備課)
	内川	1,550m	大森西の JR 東海道本線橋下より端を発し、京浜運河、東京湾に注ぐ。	特例条例(※)に基づき、大田区で管理(地域基盤整備第一課)

※ 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

(2) 河川維持費の概要

大田区では、河川の治水機能及び河川環境の保全を行うことを目的として、河川維持費が計上されている。根拠法令は河川法 第15条の2および第99条である。大田区の河川維持費に係る事業としては、具体的には次の1)から6)の事業がある。

1) 水質浄化対策の検討・推進

呑川の総合的な水質浄化による改善効果の検討委託

2) 河川維持管理

水質改善対策、浮遊物・河床の清掃、不法投棄廃棄物処理委託、しゅんせつ工事、ユスリカ対策、大雨災害復旧対応、船着場橋梁部に係る事項

3) 公共溝渠維持管理

公共溝渠に係る維持補修工事等

4) 排水場維持管理

内川排水機場及び内川水門維持管理、六郷排水場及び六郷水門維持管理

5) 船着場維持管理

羽田空港天空橋船着場及び大森ふるさとの浜辺公園船着場の維持管理

6) 水防・除雪対策

河川及び水門監視カメラ等設置・運用、災害時緊急対応作業委託

(3) 河川維持費の監査手続

金額的に大きい契約及び工事の性質的に重要性の高い契約において、契約事務における「決裁（事案「決定」手続）・入札等」「契約（支出負担行為）」の部分の内部統制の整備運用状況が適正に機能しているか監査する。実施した監査手続は次のとおりである。

- ・ 業務の概要を把握した上で、詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。
- ・ 契約台帳より重要な契約を抽出し、契約書、見積競争調書、業者推薦書等を閲覧し、区の規則に沿った契約がなされているかについて確認を行った。

2. 呑川の水質浄化対策及び河川維持管理

(1) 呑川の水質浄化対策の概要

呑川は、世田谷区に端を発し、目黒区を經由し、雪谷、久が原、池上、蒲田、糺谷を經由して、東京湾に注ぐ河川である。世田谷区深沢から目黒区大岡山の東京工業大学付近までは全て暗渠化され、下水道として利用されている。下水道は本流暗渠部の終端やや上手で呑川から離れる形になるが、大雨が降って処理しきれなくなると区内にある開渠部にも越流してくる。合流式公共下水道の整備や平成7年度からの清流復活事業による落合水再生センターからの導水等により、生物化学的酸素要求量（BOD）などの環境基準を概ね満たしている。しかし、溶存酸素量（DO）については、呑川中流域の底層において環境基準を達成

することが出来ず、環境問題が発生している。

平成 19～20 年度で、東京都建設局・下水道局・大田区で呑川水質浄化対策研究会を設置し、呑川の浄化について意見交換を行った。その結果、近年の汚濁実態調査を基に汚濁メカニズム（白濁・スカム・悪臭の原因）を推定した。それによると、下水の越流等により汚濁物質が流入し、底層に堆積した汚濁物質の分解に伴い酸素が消費され、底層は無酸素状態になり、嫌気性分解により硫化水素が発生するというメカニズムであるという。そこで、様々な水質浄化対策事業を抽出し、短期的な対策として河床整正と高濃度酸素水の供給による浄化対策を実施していくとした。

河床整正は河床の凹凸を解消し、有機性汚濁物の堆積の緩和と流動による底層水交換の促進（底層の無酸素化の緩和）の効果が期待される。平成 31 年度までに STEP1 の河床整正が実施される計画となっている。

高濃度酸素水の供給は、底層部への溶解酸素の供給による底層の無酸素状態を改善することが期待でき、東京都品川区の立会川で効果が確認されている。また平成 32 年度より 3 ユニットを本格稼働予定である。

(2) 呑川の河川清掃委託

1) 契約金額等

(単位：円)

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 29 年 4 月 1 日	河川清掃委託（呑川川床清掃）（調布地区）	スバル興業株式会社	45,128,050 (単価契約)

2) 内容等

呑川では、ユスリカ発生の温床となっている藻を除去するため、河床の清掃を行っている。ユスリカとは、ユスリカ科に属する生き物で、ハエや蚊の仲間である。川の近くなどでは、たくさんのユスリカが柱状に集まり、いわゆる「蚊柱」をつくることがある。区内の呑川では、主に境橋から池上橋までの区間で集中して河床清掃を行うことにより、ユスリカの発生を抑制している。

(A 区間・目黒区境から新幹線ガード下までの上流域)

①通常清掃

ア. 清掃作業は年 43 回行う。

イ. 作業は回転ブラシを取り付けた搭乗式清掃車と鋼製ブラシの牽引が可能な車両を併用して行う。これらの清掃車で呑川河床に付着している藻類などを除去し、収集及び塵芥土砂などの処理を行う作業である。

ウ. 清掃車による作業速度を時速 5km 以下とし、河床を 2 度清掃する。

②特別清掃

- ア. 清掃作業は、全長を分割して年 20 回程度行う。
- イ. 作業は河床清掃作業車、高圧洗浄機及び人力をもって清掃を行い、呑川河床から両側壁面高さ 1.5m まで付着している藻類やヘドロなどの 70%を除去し、収集及び塵芥土砂などの処理を行う作業である。
- ウ. 受託者は区係員の指示（箇所及び面積）に基づき、指定箇所を清掃し、確認を受ける。

(B 区間・道々橋から仲ノ橋、根方橋から池上橋)

- ア. 清掃作業は年 5 回行う。
- イ. 作業は河床清掃作業車、高圧洗浄機及び人力をもって清掃を行い、呑川河床に付着している藻類などの 70%を除去し、収集及び塵芥土砂などの処理を行う作業である。
- ウ. 受託者は区係員の指示（箇所及び面積）に基づき、指定箇所を清掃し、確認を受ける。

3) 契約の方法及び経緯等

(契約)

指名競争入札

当事業では指名入札の考え方として、以下の 4 項目を挙げている。(以下の表記は契約書添付資料の原文のままである。)

- ①「道路公園管理」のうち「河川・公園清掃」に登録をしており、かつ、「河川・公園清掃」での直近 1 年の売り上げがある区内・準区内業者。
- ②河川清掃の官公庁又は民間実績があるもの。なお、共同運営では河川清掃と公園清掃が同じ品目なので河川清掃の実績把握ができない。よって実績については、過去 3 年間指名実績のある業者を指名する。
- ③株式会社ハイウェイ開発は条件にあてはまるが、スバル興業株式会社の関連会社なので指名しない。
- ④上記の条件に加えて、各案件ごとに次のとおり廃棄物の収集運搬の許可を持つものを指名する。

その結果、次の 6 者を指名し、見積もりを取得した。

事業者名	見積金額（単位：円）
スバル興業(株) 大田営業所	45,128,050
(株)オーチャー 大田支店	46,088,900
大森造園建設株	46,831,210
ニッセイファシリティ(株) 大田支店	47,631,010
(株)石山造園	48,814,940
(株)神奈川クリーン 東京支店	49,455,870

上記見積額のうち、最も価格の低かったスバル興業株式会社 大田営業所が落札者となった。

「契約書」(平成 29 年 4 月 1 日)には、「件名：河川清掃委託(呑川河床清掃)(調布地区)(単価契約)」「履行場所：大田区指定場所」「期限：自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日」「契約金額：別紙のとおり」「支払条件：前払金適用せず」とあり、本契約をスバル興業株式会社 大田営業所と結んでいる。

(支払)

完了確認は月々の作業報告書にて検査員が行っているため、当該報告書を完了届としている。作業報告書は平成 29 年 4 月分を 3 種類(通常 A 区間・特別 A 区間・B 区間)入手し現場代理人の印と作業の詳細内容、現場写真等が記載されていることを確認した。

検査証については、単価契約の場合は省略することができる(大田区契約事務規則第 74 条第 2 項本文)。そのため、本件の検査証は作成されていない。

「請求書(4月分)」平成 29 年 5 月 1 日。通常 A 区間 2,415,033 円(税込)、特別 A 区間 544,226 円(税込)、B 区間 2,223,811 円(税込)。

「支出命令書(4月分)」には所属の係員、係長、課長印があり。「複数科目支出負担行為」決裁日平成 29 年 4 月 1 日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成 29 年 5 月 12 日とある。「支払希望日」平成 29 年 5 月 12 日となっており、「平成 29 年 6 月 15 日執行済大田区役所」の印がある。履行確認日は平成 29 年 4 月 30 日となっている。

4) 監査の結果及び意見

(指摘事項なし)

本契約について、特に問題となる事項はなかった。

(3) 呑川のスカム発生抑制装置

1) 契約金額等

(単位：円)

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 29 年 4 月 1 日	呑川水質検討業務委託（スカム発生抑制装置）	エビスマリン株式会社	36,166,500 (単価契約)

2) 内容等

スカムとは、川底に堆積した汚濁物質が、有機物の分解などによって発生する硫化水素やメタンガスの浮力によって水面上に浮上したものを言う。呑川中流域の底層において、溶存酸素量（DO）は環境基準の2mg/L以上を達成せず、春から夏にかけての時期の降雨後に悪臭や白濁、スカム、魚の大量死などの環境問題が発生している。

スカム発生抑制装置は、水中の酸素不足を解消しスカムの発生を抑制する目的で、平成 11 年度に西蒲田地区に 2 基設置した。平成 26 年 6 月には、老朽化の著しい 1 基について、機能強化を含めた新型装置への更新を行った。スカム発生抑制装置の運転と維持管理を行い、新型のスカム発生抑制装置について効果の検証を行うための委託事業となる。

新型のスカム発生抑制装置は、オゾンエアーを増大し、web カメラによる 24 時間監視機能を付し、雨量センサーによる緊急停止機能を備え、船体の没水面に海洋生物付着防止塗料を塗布しより耐久性を高くした。また、動水量を 2.5 倍に増大し、攪拌効果を増大させるため、整流筒設置位置をより深くした。その結果、新型のスカム発生抑制装置の設置後は底層（水底から 0.5m 上）の溶存酸素量（DO）濃度が増加する傾向にあることが確認された。また、底層における貧酸素状況の改善効果は、旧型装置の改善範囲が下流 10m 付近までであるのに対し、新型装置は下流 50m～300m 付近まで効果範囲が拡大した。

3) 契約の方法及び経緯等

(契約)

随意契約

エビスマリン株式会社との随意契約となっている。

見積り評価について、当案件は下見積りをエビスマリン株式会社、BREAKRAFT 株式会社、イービストレード株式会社の 3 者に対して依頼し、それぞれ見積りの提出を受けた。その結果、エビスマリン株式会社が税込合計で 36,209,700 円、BREAKRAFT 株式会社が税込合計で 56,160,000 円、イービストレード株式会社が税込合計で 46,764,000 円となり、エビスマリン株式会社が最も低い価格となっ

た。

また、業者推薦書の推薦理由として、以下の事が書かれている。

『新型スカム発生抑制装置はエビスマリン株式会社が開発・製造したものであり、装置の構造、保守点検等に精通しております。

また、既存装置の保守点検を平成12年より継続して請負っているため、問題等を理解しており、支障なく業務を進めることが出来ると考えて推薦致します。』

よって、エビスマリン株式会社から見積書を徴し、区予定価格以内で金額その他妥当であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的）の規定に基づき随意契約を執行するとされた。エビスマリン株式会社に対して事業課において改めて見積りを徴し額を精査したところ、36,166,500円という金額が提示されており、当該価格を予定価格として随意契約を執行した。

「契約書」（平成29年4月1日）には、「件名：呑川水質検討業務委託（スカム発生抑制装置）」「履行場所：大田区指定場所」「期限：自平成29年4月1日至平成30年3月31日」「契約金額：36,166,500円」「支払条件：前払金適用せず」とあり、本契約をエビスマリン株式会社と結んでいる。

（支払）

「完了届」平成30年3月31日受付。都市基盤整備部地域基盤整備第二課担当の印あり。

「請求書」（上期分）平成29年10月4日。19,591,902円（税込）。

（下期分）平成30年3月31日。16,574,598円（税込）。それぞれの金額は委託総括書に記載の通り。合計すると原契約金額36,166,500円（税込）と一致する。

「支出命令書」（上期分）所属の係員、係長、課長印があり。「複数科目支出負担行為」決裁日平成29年4月1日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成29年10月4日とある。「支払希望日」平成29年10月20日となっており、「平成29年10月20日執行済大田区役所」の印がある。履行確認日は平成29年9月29日となっている。

（下期分）所属の係員、係長、課長印があり。「複数科目支出負担行為」決裁日平成29年4月1日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成30年4月17日とある。「支払希望日」平成30年4月27日となっており、「平成30年4月27日執行済大田区役所」の印がある。履行確認日は平成30年3月31日となっている。

4) 監査の結果及び意見

（指摘事項なし）

本契約について、特に問題となる事項はなかった。

(4) 呑川河床整正工事

1) 契約金額等

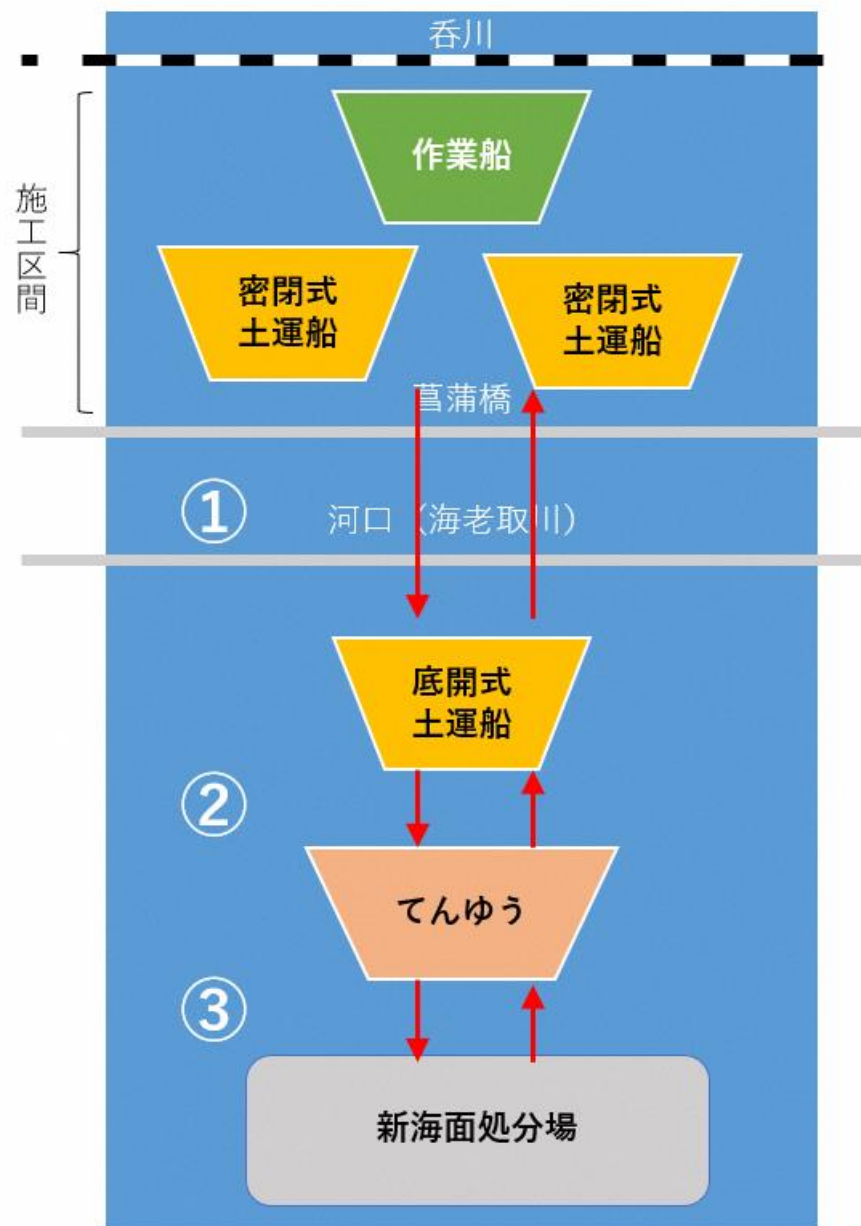
(単位：円)

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 29 年 9 月 20 日	呑川河床整正工事	京浜港湾工事株式会社	92,578,680

2) 内容等

呑川では、水質悪化による悪臭やスカムが日常的に発生しており、水質改善対策が喫緊の課題となっている。この水質改善対策の一施策である河床整正の第一段階として、汚濁物質の除去および汚濁物質が堆積しやすい河床形状の解消、塩水層遡上阻害解消を実施する。

具体的な河床整正作業、土砂運搬、処分までの流れは以下のとおりである。



- ①呑川内の河床をバックホウ浚渫船で掘削を行い、密閉式小型土運船で京浜島西側まで運搬。
- ②京浜島西側水域に係留したバックホウ台船で、密閉式小型土運船から底開式土運船に土砂の積替。
- ③底開式土運船で汚濁防止枠付送泥船「てんゆう」へ運搬し、新海面処分場へ送泥。

事業初年度である平成28年度は、表層の泥分の除去のためにポンプによる河床掘削を実施したが、平成29年度は、地山の掘削となるため、効率的な土砂掘削を行う必要がある。地山は表層よりも固く締まっており、拡散する可能性も

低いことから、バックホウ浚渫船により河床の掘削を行い、汚濁物質を直接除去し、縦断的に安定した河床形状を整正する方式を採用した。

工事区間は大田区中央八丁目 23 番先（双流橋）から南蒲田一丁目 1 番先（夫婦橋）となっている。

3) 契約の方法及び経緯等

(契約)

一般競争入札

「入札見積経過調書」によれば、京浜港湾工事株式会社、株式会社金子港湾の 2 社が入札に参加した。

1 回目の入札で、京浜港湾工事株式会社が 80,000,000 円、株式会社金子港湾が 82,000,000 円を提示し、京浜港湾工事株式会社が落札者となった。

(増額の契約)

工事開始後、下記の理由により、工事の変更が発生した。

- ①設計時と事前深淺測量後の河川断面では現場状況に違いが生じ、結果として設計時よりも土砂の堆積が確認されたため、数量変更を行う。
- ②呑川内でバックホウ台船の艀装・解体を行う際に、水質浄化船が支障物となるため、当初は地域基盤整備第二課（蒲田）にて陸揚げメンテナンスをする時期に台船を通すことが出来るよう調整していた。しかし、呑川内の他工事とも調整を行った結果、時期を合わせることが出来ず、工事の中で浄化船を一時的に移動せざるを得なくなったため、数量追加を行う。

当該変更は平成 30 年 2 月 23 日付で決定され、契約金額が税込で 6,178,680 円増額され、変更後は税込で 92,578,680 円となった。

(支払)

「工事しゅん工届」平成 30 年 3 月 23 日受付。建設工事課の担当印あり。

「検査証」平成 30 年 3 月 29 日、概算完成歩合 100%。検査員：経理管財課検査担当印あり。立会人：建設工事課 橋梁・河川整備 担当印あり。

「前払金請求書」平成 29 年 10 月 4 日、請求金額 34,500,600 円（税込）

「請求書」平成 30 年 3 月 30 日、請求金額 58,078,680 円（税込）

「支出命令書」には所属の係員、係長、課長印があり。「複数科目支出負担行為」決裁日平成 29 年 9 月 19 日と平成 30 年 2 月 23 日があり、「複数科目支出命令」起票日平成 30 年 4 月 2 日とある。「支払希望日」平成 30 年 4 月 25 日となっており、「平成 30 年 4 月 25 日執行済大田区役所」の印がある。

4) 監査の結果及び意見

(指摘事項なし)

本契約について、特に問題となる事項はなかった。

3. 内川の河川維持管理

(1) 内川のしゅんせつ工事

1) 契約金額等

(単位:円)

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 29 年 12 月 18 日	内川しゅんせつ工事 (基-工-26)	南武建設株式会社	8,445,600

2) 内容等

内川は大森西の JR 東海道本線橋下より端を発し、京浜運河、東京湾に注ぐ二級河川である。東海道本線より上流は暗渠化し下水道の幹線とされているため、大雨が降ると下水が流れ出ることはあるが、水質浄化施設の設置により水質が若干ではあるが改善してきている。

内川の水質浄化施設がより効率的に機能し、また臭気の発生を軽減するために、河床に堆積した汚泥のしゅんせつを行う工事を当年度に行った。

具体的なしゅんせつ作業は次のとおりである。

- ①河床の汚泥はスコップ等でかき集めて、バキュームで吸い取る。
 - ②河床のゴミ (ビニール・缶等) は、拾い集める。ゴミの量が多い場合は監督員と協議し、処分方法を決定する。
 - ③コンテナ車周辺にこぼれ落ちた汚泥は、水で洗い流す。
- 工事区間は大田区大森西一丁目 19 番から大森西四丁目 3 番先となっている。

3) 契約の方法及び経緯等

(契約)

一般競争入札

希望申請を受け付けた業者は 3 者あったものの、「入札見積経過調書」によれば、南武建設株式会社、池上建設株式会社の 2 者が入札に参加した。不参加の 1 者の辞退理由は専任が必要な工事に従事中で他の技術者がいないとのことだった。

1 回目の入札では、南武建設株式会社が 7,820,000 円を提示し、池上建設株式会社が辞退となり、南武建設株式会社が落札者となった。

「工事請負契約書」（平成 29 年 12 月 18 日）には、「件名：内川しゅんせつ工事（基-工-26）」「工事場所：大田区大森西一丁目 19 番から大森西四丁目 3 番先」
「期限：自 平成 29 年 12 月 19 日 至 平成 30 年 3 月 15 日」「契約単価：8,445,600 円」「支払条件：前払金 3,300,000 円」とあり、本契約を南武建設株式会社と結んでいる。

（支払）

「検査証」平成 30 年 3 月 19 日、概算完成歩合 100%。検査員：経理管財課検査担当印あり。立会人：地域基盤第一課 大森地域基盤整備 係長印あり。

「請求書」平成 30 年 3 月 30 日、請求金額 8,445,600 円（税込）

「支出命令書」には所属の係員、係長、課長印があり。「複数科目支出負担行為」決裁日平成 29 年 12 月 18 日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成 30 年 3 月 30 日とある。「支払希望日」平成 30 年 3 月 30 日となっており、「平成 30 年 4 月 10 日執行済大田区役所」の印がある。

4) 監査の結果及び意見

（意見 No. 52）

当案件では入札に参加した 2 者のうち 1 者が辞退し、実質的には 1 者応札の状態になっている。落札した者は予定価格の範囲内で応札を行ったため、価格面の条件で他者が入札に参加しなかった可能性は低いものの、技術者の配置等の条件面を整えるのが厳しかった可能性がある。

そのため今後、入札に参加する事業者を増やすよう何らかの対策を講じることが望ましい。

（2）内川排水場及び内川排水場の維持管理

1) 契約金額等

（単位：円）

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 29 年 4 月 1 日	内川排水機場及び内川水門操作業務委託	水 ing 株式会社	15,748,560 (単価契約)

2) 内容等

東京都が管理する内川排水機場について、河川法第 99 条に基づき、都と区が基本協定および年度ごとの協定を結ぶことで、平成 19 年度より大田区が管理を受託している。本委託は河川管理者である東京都と締結した協定に基づき、内川排水機場、内川水門を常時良好な状態に維持し、施設の円滑な運営を図ることを目的に行うものである。

当該施設は内川における治水対策上の重要施設となっている。特に、台風・地震等の緊急時において迅速で的確な対応が求められる。このため、官公庁等で同種施設管理実績が多く、緊急時の体制が取れる業者（1 者）の見積りを採用することとなった。以下は当該業者から提出された見積りである。

項目	単価（単位：円）	数量	金額（単位：円）
① 定期点検及び日常巡視点検業務			
水門及び排水機定期運転業務	200,000	24 回	4,800,000
水門定期運転業務	19,000	24 回	456,000
日常巡視点検整備業務	152,000	52 回	7,904,000
① 小計			13,160,000
② 緊急時対応			
内川排水機場及び内川水門操作業務（5 時～22 時）	3,420	300 時間	1,026,000
内川排水機場及び内川水門操作業務（22 時～5 時）	3,960	100 時間	396,000
② 小計			1,422,000
①+②計			14,582,000
消費税相当額			1,166,560
合計			15,748,560

他方、「契約締結書」には「契約目途額」として 15,748,560 円とある。

3) 契約の方法及び経緯等

（契約）

随意契約

水 ing 株式会社との随意契約となっている。

随意契約となった理由について「起工書」の添付資料である「業者推薦書」の「推薦理由」によると、以下のように記載されている。

『当該施設は荏原製作所製のポンプにより稼働している。このため、荏原製作所製機械に精通している上記業者の操作業務により、的確なメンテナンスを行うことが可能である。

また、当該施設は、内川における治水対策上の重要施設となっている。特に、台風・地震等の緊急時において迅速で的確な対応が求められる。このため、官公庁等で同種施設の維持管理実績が多く、緊急時の態勢がとれる上記業者に委託することで、安全で確実な維持管理を行うことが可能である。

なお、平成19年度より当委託を受託しているが、履行状況は良好で信頼できる業者である。』

「契約書」（平成29年4月1日）には、「件名：内川排水機場及び内川水門操作業務委託（単価契約）」「履行場所：大田区指定場所」「期限：自平成29年4月1日 至平成30年3月31日」「契約単価：別紙のとおり」「支払条件：前払金適用せず」とあり、本契約を水ing株式会社 東京支店と結んでいる。

（支払）

完了確認は内川排水機場及び内川水門操作業務委託月次報告書にて検査員が行っているため、当該報告書を完了届としている。平成29年7月度の月次報告書入手し、適切な書類が提出されている点を確認した。

検査証については、単価契約の場合は省略することができる（大田区契約事務規則第74条第2項本文）。そのため、本件の検査証は作成されていない。

「請求書（7月度）」平成30年8月9日、請求金額1,274,119円（税込）なお、金額の明細については「内川排水機場及び内川水門操作業務委託 H29 支払内訳書」を受領しており、緊急対応区分・単価・時間と定期点検にかかる金額を分けて記載しており、内訳通りの内容が記載されている点を確認した。

「支出命令書（7月度）」には所属の係員、係長、課長印があり。「複数科目支出負担行為」決裁日平成29年4月1日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成29年8月9日とある。「支払希望日」平成30年8月9日となっており、「平成29年8月18日執行済大田区役所」の印がある。

4) 監査の結果及び意見

（指摘事項なし）

本契約について、特に問題となる事項はなかった。

4. 丸子川のしゅんせつ工事

1) 契約金額等

(単位：円)

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 29 年 11 月 14 日	丸子川床整正及びしゅんせつ工事	鹿実建設株式会社	6,480,000

2) 内容等

丸子川は、周辺地域より流入する土砂やごみの堆積により、流水が阻害されている状況にある。当しゅんせつ工事は、現在の状況を解消するため、流水阻害の原因となる堆積土砂等を除去すると同時に河床の整正を行い、河床高を適正に管理することを目的としている。

工事区間は大田区田園調布一丁目 55 番から田園調布五丁目 46 番先となっている。

3) 契約の方法及び経緯等

(契約)

一般競争入札

「入札見積経過調書」によれば、鹿実建設株式会社、株式会社北林組の 2 者が入札に参加した。

1 回目の入札では、鹿実建設株式会社が 6,300,000 円、株式会社北林組が 6,500,000 円を提示したものの、不調となった。

2 回目の入札では、鹿実建設株式会社が 6,000,000 円を提示し、株式会社北林組が辞退となり、鹿実建設株式会社が落札者となった。

「工事請負契約書」(平成 29 年 11 月 14 日)には、「件名：丸子川河床整正及びしゅんせつ工事」「工事場所：大田区田園調布一丁目 55 番から田園調布五丁目 46 番先」「期限：自 平成 29 年 11 月 15 日 至 平成 30 年 2 月 15 日」「契約金額：6,480,000 円」「支払条件：前払金 2,500,000 円」とあり、本契約を鹿実建設株式会社と結んでいる。

(支払)

「工事しゅん工届」平成 30 年 2 月 16 日受付。地域基盤整備第一課調布地域基盤整備事務所の印あり。

「検査証」平成 30 年 2 月 27 日、概算完成歩合 100%。検査員：経理管財課検査

担当印あり。立会人：地域基盤整備第一課 調布地域基盤整備事務所担当印あり。

「請求書」平成30年3月6日、請求金額6,480,000円（税込）

「支出命令書」には所属の係員、係長、課長印があり。「複数科目支出負担行為」決裁日平成29年11月14日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成30年3月6日とある。「支払希望日」平成30年3月6日となっており、「平成30年3月13日執行済大田区役所」の印がある。

4) 監査の結果及び意見

(指摘事項なし)

本契約について、特に問題となる事項はなかった。

5. 六郷水門の維持管理

1) 契約金額等

(単位：円)

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成29年4月1日	六郷水門及び排水場点検操作委託	水ing株式会社	2,372,976 (単価契約)

2) 内容等

六郷水門は、多摩川の河口から4kmほど左岸にある水門である。昭和6年(1931年)に竣工して以来、下水道が普及するまで、六郷用水の末流をはじめ、六郷や池上、矢口、羽田の一部の地域の生活用水の排水を受け持ち、現在でも一部残っている運河の治水のために運用されている水門である。六郷第一排水場及び六郷水門を常に良好な状態に保つため、設備の点検整備を行うことを目的としている。

六郷第一排水場は年8回、六郷水門は年17回の点検を行う。点検整備の内容は「六郷第一排水場点検整備記録表」及び「六郷水門点検整備記録表」によるものとする。点検・整備時には、水門の開閉操作及び排水場の管理運転を行うものとする。なお、点検整備にあたり準拠する基準は、河川ポンプ施設技術協会が平成14年4月に定めた「排水機場設備点検・整備実務要綱」によるものとする。

点検整備の結果は、各記録表の点検結果欄に結果を記入し、各点検の実施毎に提出するものとする。また、設備に異常が発見された時及び修繕を要する不具合が発見された時は、速やかに報告するものとする。

3) 契約の方法及び経緯等

(契約)

随意契約

水 ing 株式会社との随意契約となっている。

見積り評価について、当案件は下見積りを水 ing 株式会社、山菱工業株式会社、コーヨー株式会社の 3 者に対して行い、それぞれ見積りを提出した。その結果が次の表である。

業者名	六郷水門点検単価 (単位：円)	六郷排水場点検単価 (単位：円)
水 ing 株式会社	83,600	97,000
山菱工業株式会社	97,200	114,200
コーヨー株式会社	90,000	105,000

その結果、水 ing 株式会社が最も低い価格となった。

随意契約となった理由について「起工書」の添付資料である「業者推薦書」の「推薦理由」によると、以下のように記載されている。

『当業者は、地域基盤整備第一課から「内川水門及び内川排水場点検操作委託」、調布事務所から「洗足池浄化施設運転委託」の受託の実績があり、施設の点検・操作に精通しております。

また、当業者は毎年本委託を継続して受注し、問題等を理解しているため支障なく業務を進めることが出来ると考えます。』

「契約書」(平成 29 年 4 月 1 日)には、「件名：六郷水門及び排水場点検操作委託(単価契約)」「履行場所：大田区指定場所」「期限：自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日」「契約単価：別紙のとおり」「支払条件：前払金摘要せず」とあり、本契約を水 ing 株式会社 東京支店と結んでいる。

(支払)

完了確認は月々の点検操作委託報告書にて検査員が行っているため、当該報告書を完了届としている。点検操作委託報告書については、担当者及び承認者の押印があり、作業内容について適切に記載されている点を確認した。

検査証については、単価契約の場合は省略することができる(大田区契約事務規則第 74 条第 2 項本文)。そのため、本件の検査証は作成されていない。

「請求書」平成 29 年 5 月 15 日、請求金額 195,048 円(税込)

「支出命令書」には所属の係員、係長、課長印があり。「複数科目支出負担行為」

決裁日平成 29 年 4 月 1 日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成 29 年 5 月 15 日とある。「支払希望日」平成 30 年 5 月 15 日となっており、「平成 29 年 5 月 30 日執行済大田区役所」の印がある。履行確認日は平成 29 年 4 月 18 日となっている。

4) 監査の結果及び意見

(意見 No. 53)

業者推薦理由については、当該案件についてどのような特記事項があり、それに適切に対応できる業者である旨を記載した方がよいと考える。しかし、当案件の業者推薦書の推薦理由については当該案件についてどのような特記事項があるか記載されていない。

業者推薦書に記載した推薦理由について、改めて担当者へヒアリングをしたところ、以下の回答があった。

『六郷水門・六郷排水場ともかなり老朽化した施設のため、部品や設備のメンテナンス業務に精通した業者でなければ問題等の発見、過去の問題についての経過観察・損傷時の原因究明等を行うことが難しいと考えました。』

当該案件について、上記事項も推薦理由として業者推薦書に盛り込んだ方がよい。

6. 羽田空港天空橋船着場外観調査委託

1) 契約金額等

(単位: 円)

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 29 年 9 月 12 日	羽田空港天空橋船着場外観調査委託	株式会社東光コンサル タンツ 本社事業部	1,890,000

2) 内容等

羽田空港に隣接する海老取川の天空橋のそばに、羽田空港天空橋船着場が平成 24 年 4 月にオープンした。この船着場は、災害時に人や緊急物資を運ぶための水上輸送拠点として活用している。また、平常時は観光振興を目的として、水上バスやクルーズツアーなどの舟運事業等に使用している。

当該船着場については、管理棟や船着場本体の維持管理及び運営等事業に係る予算については「船着場維持管理」の科目で計上し、連絡通路である橋梁部に係る予算については「河川維持管理」として平成 29 年度より計上されている。当該羽田空港天空橋船着場外観調査委託については、連絡通路である橋梁部に

係る調査のみが計上されている。

今回の調査の対象は、橋台 1 基、橋脚 3 基、連絡橋（4 つの部分に分かれる）について行う。調査の内容は以下の通りで、いずれの調査も、気中部及び干満帯において、陸上及び作業船を用いた海上から行うこととする。

- ①鋼材の腐食状況の目視確認
- ②ボルトの緩み状況確認
- ③鋼材の肉厚測定（腐食が最も進んでいると考えられる 1 箇所）
- ④③の測定箇所付近における鋼材の付着物除去と腐食状況確認（1 箇所）

当該調査結果を踏まえ、補修の要否を判断する。また、補修を行うべき箇所について、緊急度を整理する。このうち、数年以内に対応が必要と考えられる箇所については、補修内容の検討を行い、補修工事に必要な図面を作成するとともに、概算工事費を算定する。

また、補修の緊急度が低いと判定された箇所及び今回の調査の対象外となっている箇所も含め、今後 20 年程度の管理維持計画を策定する。

3) 契約の方法及び経緯等

(契約)

指名競争入札

当事業では指名入札の考え方として、以下の 4 項目を挙げている。

- ①主任技術者要件として、「技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート）、（港湾及び空港）または（河川、砂防及び海岸・海洋）」または「RCCM（（鋼構造及びコンクリート）、（港湾及び空港）または（河川、砂防及び海岸・海洋）」を有する技術者がいる。
- ②下見積業者 3 者を指名する。
- ③上記以外に、希望表提出業者で技術者要件を満たす業者を共同順位上位から 3 者を指名。

その結果、次の 6 者を指名し、1 回目の入札を行ったが不調となった。

事業者名	見積金額
(株)東光コンサルタンツ 本社事業部	3,780,000 円
基礎地盤コンサルタンツ(株) 大田事業所	46,088,900 円
(株)建設技術研究所 東京本社	11,067,000 円
中央コンサルタンツ(株) 東京支店	5,100,000 円
(株)エイト日本技術開発 東京支社	3,400,000 円
(株)アスコ大東 東京本社営業部	辞退

2 回目の入札では、(株)東光コンサルタンツ 本社事業部と基礎地盤コンサルタンツ(株) 大田事業所の 2 者が共に 1,750,000 円を提示し、その他の会社は辞退

した。結果としてくじにより(株)東光コンサルタンツ 本社事業部が落札した。

「契約書」(平成 29 年 9 月 12 日)には、「件名：羽田空港天空橋船着場外観調査委託」「履行場所：大田区羽田空港一丁目 1 番先」「期限：自 平成 29 年 9 月 13 日 至 平成 29 年 12 月 22 日」「契約金額：1,890,000 円」「支払条件：前払金適用外」とあり、本契約を株式会社東光コンサルタンツ 本社事業部と結んでいる。

(支払)

「完了届」平成 29 年 12 月 22 日受付。建設工事課課担当の印あり。

「検査証」平成 29 年 12 月 22 日、概算完成歩合 100%。検査員：経理管財課検査担当印あり。立会人：建設工事課 臨海部基盤整備 担当印あり。

「請求書」平成 29 年 12 月 25 日、請求金額 1,890,000 円(税込)

「支出命令書」には所属の係員、係長、課長印があり。「複数科目支出負担行為」決裁日平成 29 年 9 月 12 日、「複数科目支出命令」起票日平成 30 年 1 月 4 日とある。「支払希望日」平成 30 年 1 月 4 日となっており、「平成 30 年 1 月 15 日執行済大田区役所」の印がある。

4) 監査の結果及び意見

(意見 No. 54)

河川維持費の内訳科目に「河川維持管理」があるが、平成 29 年度予算から「船着場維持管理」という内訳科目が「河川維持管理」から分離される形で新設されている。この「河川維持管理」は管理棟や船着場本体の維持管理及び運営事業に係る予算について計上される。一方、連絡通路である橋梁部に係る予算については従来通り「河川維持管理」の科目で計上されている。

まず、船着場の連絡通路である橋梁部については、船着場本体が無ければ意味をなさないため、船着場本体と有機的一体をなす設備であると考えられる。これを別々の科目で計上するとなると事務作業が煩雑になり、好ましくない。今後、船着場全体にかかる費用が発生した場合、船着場本体部分と橋梁部分とで按分計算をしたうえでそれぞれの科目に計上すべきだが、その按分基準が客観的にみて合理的なものを策定できるか難しいと考えられる。連絡通路である橋梁部に係る予算も含めて「船着場維持管理」で計上されるのが妥当と考えられる。

(意見 No. 55)

今回の調査を踏まえて、今後 20 年程度の管理維持計画を策定することだが、今回の調査では船着場本体の調査は行われておらず、平成 29 年度中に腐食状況やボルトの緩み等の調査が船着場本体において行われた形跡はない。そのため、当該管理維持計画は橋梁部と船着場本体で別々に作られる可能性がある。船着場本体の管理維持計画と橋梁部の管理維持計画が別々に作られると管理が煩雑となり、また、本来一体で修繕されるべき箇所が別々のタイミングで修繕されることが発生する可能性がある。そのため、管理維持計画を船着場本体と橋梁部とで別々に策定するのは好ましくないと考えられる。